

上下水道料金の改定に向けて

1. 上下水道料金改定の経緯

2017年

料金見直しのため、「安芸高田市上下水道料金審議会」を開き「上下水道料金を20%引き上げる」との答申を受けた。

2018年12月

答申結果は「改定率20%」であったが、段階的な措置とするため10%とし2018年12月使用分から料金改定を実施。

2022年12月

市の財政状況を考慮し、未改定部分である残りの10%分について、2023年12月使用分(2024年2月請求分)から料金を引き上げる方針を市議会に報告。

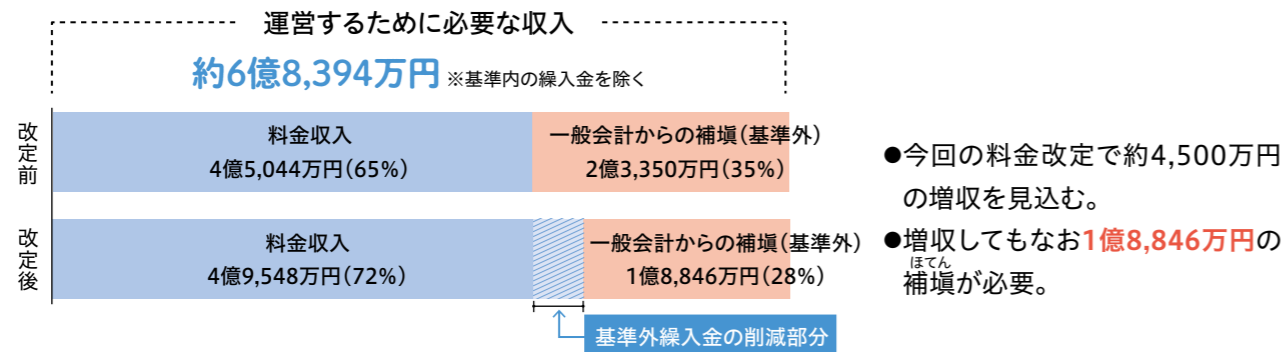
2023年1月

市議会に意見聴取を申し入れるも、特段の意見はなし。

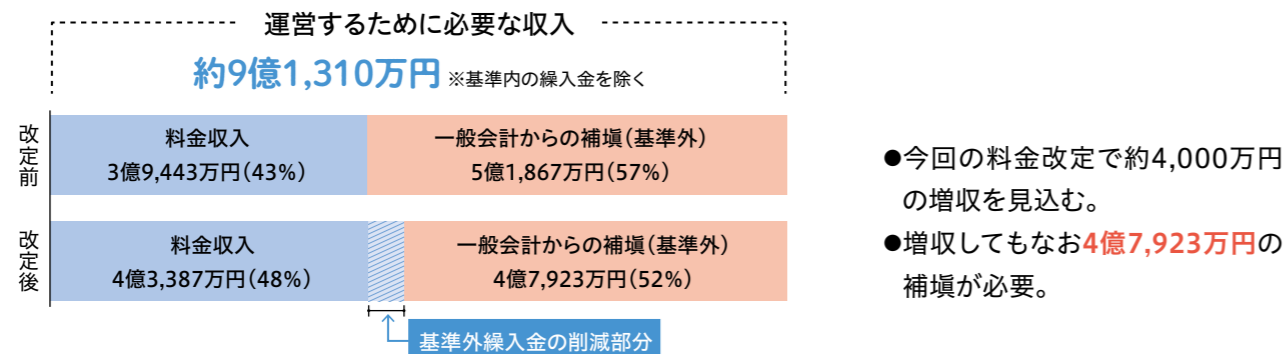
2. 今回の料金改定によって見込まれる収支の変化

上下水道事業ともに、今回の料金改定で収支に一定の改善が見込まれます。

上水道



下水道



市は2022年12月の市議会で、2023年度中に上下水道料金の改定を行うことを報告しました。今回は料金改定の内容と今後の上下水道料金の適正化に向けた方針について説明します。

3. それでも一般会計からの繰入金に頼らないといけない現状

料金改定後も、依然として一般会計からの繰入金(基準外繰入金)に頼らざるを得ない経営状態です。特に下水道事業は基準外繰入金への依存度が高く、料金を改定後も事業に必要なお金の半分以上は一般会計から補填しなければなりません。

〈繰入金の種類〉

基準内繰入金

公営企業会計が負担すべきでない費用(借金の返済や消火栓の設置費用など)を一般会計から補助するもので、国がその基準を定めています。 ※一部は地方交付税として国から入ってきます。

基準外繰入金

運営のために必要な収入の内、料金収入で足りない分を一般会計から補填しています。

基準外繰入金で補填している分は、本来、**使用者(受益者)**からの使用料でまかなうべきであるため、可能な限り圧縮していく必要があります。

4. 基準外繰入金の投入が生む不公平感

①地域差による不公平

水道は地域によって普及率に差があります。一般会計を水道事業に投入する場合、水道を使っていない人の税金も水道を使っている人のために費やすことになるため、市民の間に不公平が生じます。

〈町別の水道普及率〉 (%)

吉田町	87.9
八千代町	94.8
美土里町	24.8
高宮町	29.0
甲田町	91.5
向原町	76.2

②使用量による不公平

一般会計を水道事業に投入する場合、水道を使っている人の中でも、多く使う人ほど税金によって補填して貰うことになるため、使用者の間にも公平性が生じます。

公平性を確保する観点からは、使った人が使った分だけ費用を負担する「受益者負担」が望ましい運営の形です。

今後も、上下水道事業の運営状況について皆さんに周知していきます。

次回予告

次回は、令和5年度から参画することとなった「広島県水道広域連合企業団」について説明します。